



わせでできる窓口はありませんか。

A 労働基準法などで定められている労働時間、休日、休暇、賃金支払い、年次有給休暇などの規定を知ること

Q 社員として働いていますが、労働時間、また労働者にとって重要なことですが、労働基準監督署などの窓口では、労働者、事業主に利用者の皆さまが



労働基準監督署チャットボットを開設

らの基本的な法令の規定について、一定の内容を自動で回答できるものとして、土曜、日曜、祝日などを除く、午前8時30分から午後5時15分の間、自己解決できる仕組みを対応をしています。

しかしながら、窓口が混み合って電話が繋がりにくい、窓口対応可能な時間帯に連絡できないなどの状況も見られるため、厚生労働省では、7月1日より「労働基準監督署チャットボット」の運用を始めました。

労働基準監督署に寄せられる問い合わせのうち、質問の多いものについて活用いただき、

鳥取労働局労働基準部監督課
電話08587(29)1703